



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案の概要について（諮問）

第183回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

省令案の概要

1. 安衛法等一部改正法を踏まえた省令改正の観点

- 既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず、個人事業者等による災害の防止を図る観点から、安衛法等一部改正法により、以下の見直しが行われたため、関係省令の規定の整備を行う。

(1) 個人事業者等自身による措置

【構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止】 ⇒改正の観点①、③、⑤

- ・ 使用禁止の対象者（労働者）を「作業従事役員等」に拡大（法第42条関係）

【危険な機械等について定期自主検査等の実施】 ⇒改正の観点②

- ・ 定期自主検査等の実施者（事業者）を「個人事業者」に拡大（法第45条関係）

【危険有害作業に関する安全衛生教育の受講】 ⇒改正の観点④、⑥

- ・ 特別教育の受講者（労働者）を「作業従事役員等（※）」に拡大（法第59条関係）

※ 中小事業者又は個人事業者（法人の場合はその代表者又は役員）である作業従事者

- ・ 危険有害業務に現に従事している者に対する教育の受講者（労働者）を「作業従事役員等」に拡大（法第60条の2 関係）

(2) 注文者等による措置

【作業場所を管理する事業者による労働災害防止のための措置の実施】 ⇒改正の観点⑦、⑧、⑨

- ・ 混在作業が行われる場所を管理する事業者に対し、新たに連絡調整等の措置を義務化（法第30条の4 関係）

- その他所要の改正を行う。

2. 改正案の概要

(1) 個人事業者等自身による措置

《安衛法等一部改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定の整備》

改正の観点①：法第42条の改正により、新たに「構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止」の対象となる「中小事業者の代表者又は役員」に係る「中小事業者」の規模（労働者数）を規定

改正の観点②：法第45条の改正により、新たに「個人事業者」に定期自主検査等の実施が義務付けられたことに伴い、定期自主検査（年次・月次）の実施方法等について、「個人事業者」が実施する場合についても事業者が実施する場合と同様の内容を規定（現行規定の準用）

《法改正に伴う技術的修正》

改正の観点③：法第42条の改正により、安衛則第27条に基づき事業者に義務付けている「構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止」が法律に位置付けられたことに伴う安衛則第27条の廃止

改正の観点④：「危険有害業務従事者に対する教育に関する指針」（厚生労働大臣公示）の公表に関する規定の技術的修正（項ずれ）及び法改正・省令改正を踏まえた同指針の技術的修正

《法改正の内容を踏まえた労働者並びの規定の整備》

改正の観点⑤：法第42条の改正により、新たに「構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止」が「作業従事役員等」に義務付けられたことに伴い、個人事業者等が事業者の機械等を使用する場合、自ら機械等を持込む場合それぞれについて、労働安全衛生規則第29条に基づき労働者に義務付けている「安全装置等の取扱い」に関する規定を踏まえた内容を規定

改正の観点⑥：法第59条の改正により、新たに「作業従事役員等」に義務付けられた特別教育について、科目の一部又は全部を省略可能である旨を省略が可能となる客観的な例示も含めて規定（事業者による省略に関する規定についても同様に客観的な例示を追加）

省令案の概要

2. 改正案の概要（つづき）

（2）注文者等による措置

《安衛法等一部改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定の整備》

改正の観点⑦：法第30条の4の新設により、新たに「作業場所管理事業者」に義務付けられた措置について、省令上は「作業間の連絡及び調整」のみを規定し、その他の措置については、建設業や造船業、製造業の例を参考にガイドライン等にて示すこととする

※ 上記に併せて、法第32条に基づき、作業場所管理事業者の請負人が講ずべき措置も規定

改正の観点⑧：法第30条の4に基づき、「作業場所管理事業者」に措置義務が生ずる要件の一つである「危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業」について、就業制限業務や危険有害業務に係る作業に加え、「周囲で作業を行う作業従事者に危害を及ぼすおそれがある業務」として具体的な作業を規定。

《労働災害防止の観点を踏まえた安衛法等一部改正法により改正された規定に準じた規定の整備》

改正の観点⑨：法第30条の4が適用されない場面において、「作業場所管理事業者」による作業間の連絡調整の実施、「作業場所管理事業者」が存在しない場合における「事業を行う者」による相互協力の実施について規定（具体的内容は例示も含めガイドライン等で示す）

※ その他、上記①～⑨の観点のほか、所要の改正を行う。

3. 施行期日等の予定

公布日：令和8年3月（予定） 施行期日：令和9年4月1日

※ 安全衛生分科会において、個人事業者等に罰則付きで新たに義務を課すことから、施行に当たっては十分な猶予期間を設けるべきとの指摘があったことを踏まえ、令和9年4月施行とし、1年間の周知期間を確保

※ 上記2（2）と密接に関係があるILO第155号条約の締結（批准）に向けた手続も適切に推進

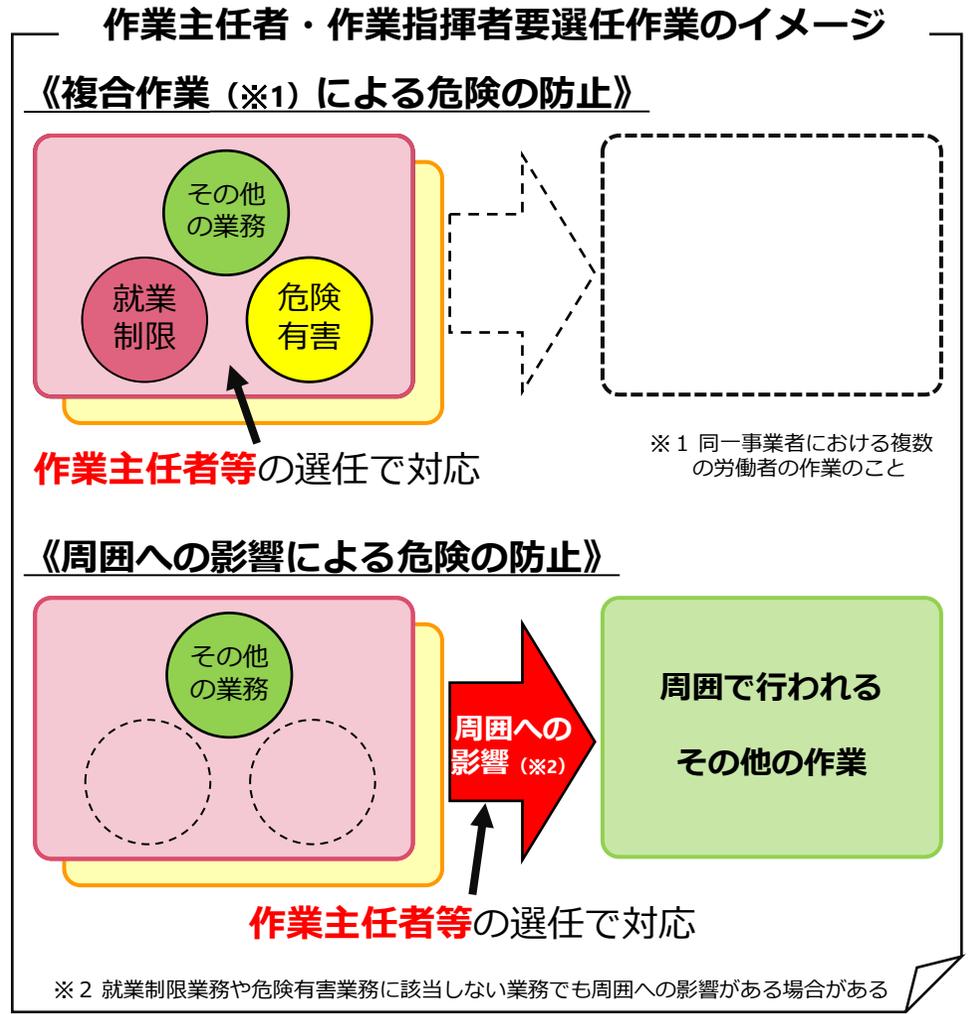
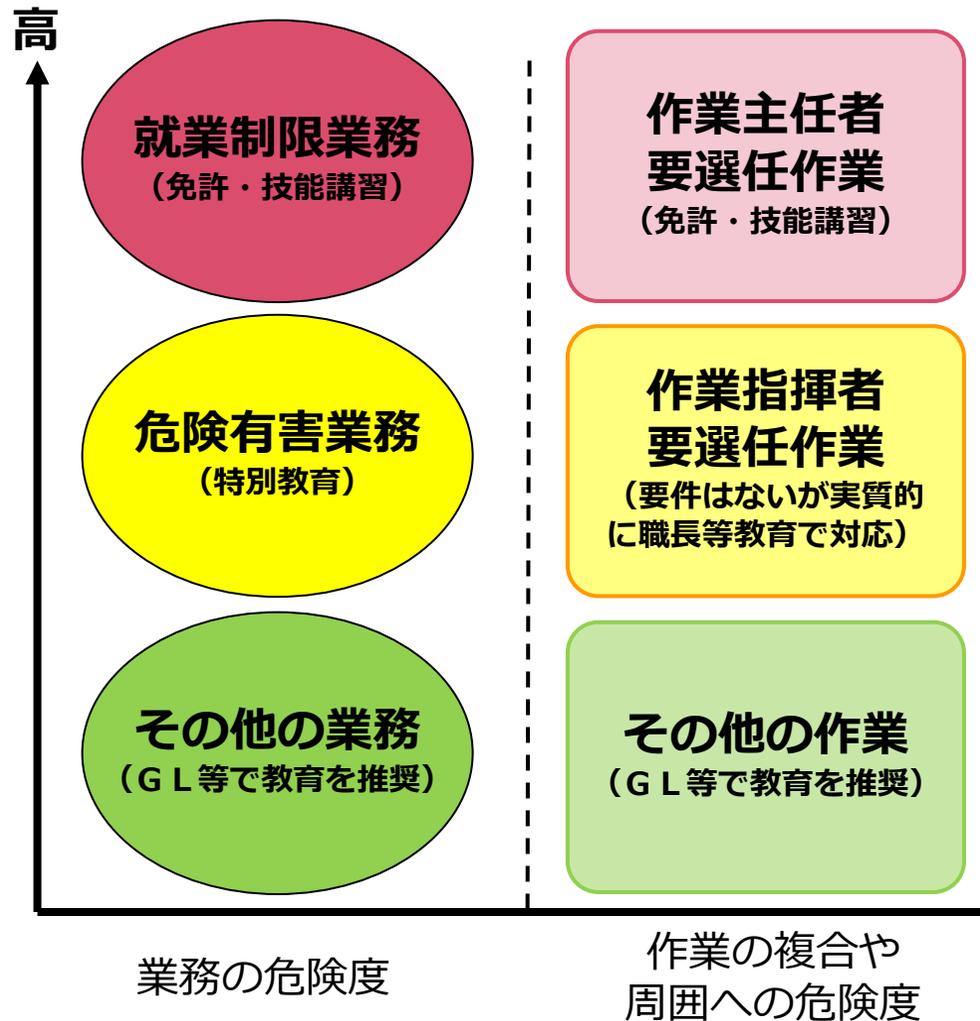
改正の観点⑧：法第30条の4に基づき、「作業場所管理事業者」に措置義務が生ずる要件の一つである「危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業」について、就業制限業務や危険有害業務に係る作業に加え、「周囲で作業を行う作業従事者に危害を及ぼすおそれがある業務」として具体的な作業を規定。



- 「就業制限業務」や「危険有害業務」に加え、対象とする「周囲で作業を行う作業従事者に危害を及ぼすおそれがある業務」として、法令上、複合作業や周囲への危険を防止するための作業管理や作業指揮を義務付けているものや、混在作業による労働災害等が発生しているなど危険性又は有害性が高いと考えられる業務として、以下の業務を省令上規定することとする（②や④の対象業務を規定する条文については通達において明示）。
 - ① 令第六条各号に掲げる作業主任者の選任が必要となる作業に係る業務
 - ② 労働安全衛生関係法令に基づき、作業指揮者を定める必要がある作業に係る業務
 - ③ 安衛則第151条の2第7号に掲げる貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
 - ④ 労働安全衛生関係法令に基づき、定期的を実施する自主検査等及びその結果を踏まえた補修等の業務

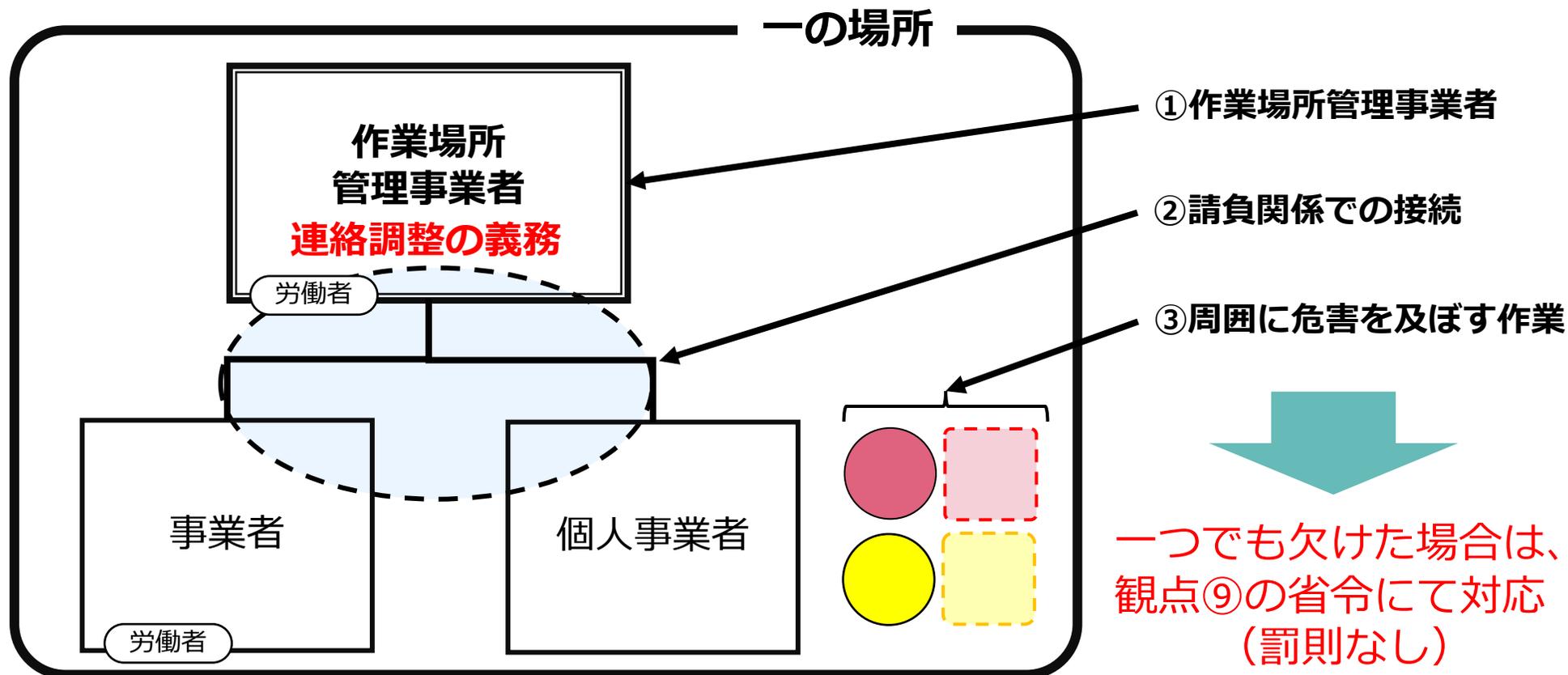
作業の危険性・有害性に応じた現行規制の状況

- 産業労働の場で行われる作業は、「クレーンの運転」や「アーク溶接」、「資材の運搬」などの単一作業が複合して行われ、「建築物等の鉄骨の組立て等」などの作業となることが一般的。
- 労働安全衛生関係法令では、業務そのものの危険度や、作業の複合や個々の業務が周囲に及ぼす影響による危険度に応じた規制を設けている。



混在作業による労働災害防止の新たな枠組のイメージ

- 法第30条の4は、一の場所において、「①作業場所管理事業者」の作業従事者と「②請負関係」にある事業者や個人事業者の作業従事者が作業を行う場合に、いずれかの作業が「③周囲に危害を及ぼす作業」に該当するときは、「作業場所管理事業者」が作業間の連絡調整の義務を負う。
- 「作業場所管理事業者」がない場合など①～③の要件が一つでも欠けた場合は、法第30条の4は適用されない。（観点⑨の省令にて対応）



作業主任者の選任（労働安全衛生法）

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

作業主任者一覧

高圧室内作業主任者
ガス溶接作業主任者
林業架線作業主任者
ボイラー取扱作業主任者
エックス線作業主任者
ガンマ線透過写真撮影作業主任者
木材加工用機械作業主任者
プレス機械作業主任者
乾燥設備作業主任者
コンクリート破砕器作業主任者

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
ずい道等の掘削等作業主任者
ずい道等の覆工作業主任者
採石のための掘削作業主任者
はい作業主任者
船内荷役作業主任者
型枠支保工組立て等作業主任者
足場の組立て等作業主任者
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
鋼橋架設等作業主任者

木造建築物の組立て等作業主任者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
コンクリート橋架設等作業主任者
第一種圧力容器取扱作業主任者
特定化学物質作業主任者
鉛作業主任者作業主任者
四アルキル鉛等作業主任者
酸素欠乏危険作業主任者(第1種・第2種)
有機溶剤作業主任者
石綿作業主任者

作業指揮者の選任に関する規定の例（労働安全衛生規則）

（作業指揮者）

第百五十一条の四 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

《解釈例規：昭和53年2月10日付け基発第78号》

本条の作業指揮者は、単独作業を行う場合には、特に選任を要しないものであること。また、はい作業主任者等が選任されている場合で、これらの者が作業指揮を併せて行えるときは、本条の作業指揮者を兼ねても差し支えないものであること。

なお、事業者を異にする荷の受渡しが行われるとき又は事業者を異にする作業が輻輳するときの作業指揮は、各事業場ごとに作業指揮者が指名されることになるが、この場合は、各作業指揮者間において作業の調整を行わせること。

作業指揮者を定める必要のある作業一覧

- ・車両系荷役運搬機械等を用いた作業
- ・車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの着脱の作業
- ・100kg以上の荷を不整地運搬車に積み卸しする作業
- ・100kg以上の荷を構内運搬車に積み卸しする作業
- ・100kg以上の荷を貨物自動車に積み卸しする作業
- ・車両系木材伐出機械（伐木等機械を除く。）を用いた作業
- ・車両系木材伐出機械の修理又はアタッチメントの着脱の作業
- ・林業架線作業（作業主任者要選任作業を除く。）
- ・簡易林業架線作業
- ・車両系建設機械の修理又はアタッチメントの着脱の作業
- ・輸送管等の組立等の作業
- ・くい打機等の組立等の作業
- ・高所作業車を用いた作業
- ・高所作業車の修理又は作業床の着脱の作業
- ・危険物の製造等の作業（作業主任者要選任作業を除く。）
- ・導火線発破の作業
- ・電気発破の作業
- ・液化酸素を製造する設備の改造等の際の設備内部での作業
- ・電路を開路して行う点検、修理、塗装等の電気工事の作業
- ・高圧活線作業
- ・高圧活線近接作業
- ・特別高圧活線作業
- ・特別高圧活線近接作業
- ・ガス導管の防護作業
- ・ずい道等内部でのガス溶接等の作業
- ・100kg以上の荷を貨車に積み卸しする作業
- ・建築物、橋梁、足場等の組立等の作業（作業主任者要選任作業を除く。）
- ・ロープ高所作業
- ・廃棄物焼却施設において燃え殻を取り扱う業務等
- ・一定規模のボイラーの据付けの作業
- ・クレーンに定格荷重を超える荷重をかける作業
- ・天井クレーン等の点検等の作業
- ・クレーンの組立等の作業
- ・移動式クレーンのジブの組立等の作業
- ・デリックに定格荷重を超える荷重をかける作業
- ・デリックの組立等の作業
- ・屋外に設置するエレベーターの昇降路塔等の組立等作業
- ・建設用リフトの組立等の作業
- ・特定化学物質が滞留するおそれのあるタンク等の改造等の際に設備の内部への立入作業（第二種酸欠作業等を除く。）及び当該作業で溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるとき
- ・し尿等を入れた設備の改造等の作業
- ・除染等の作業

貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出時の災害

事例1 別の者が運転する貨物自動車が後退した際に挟まれた事例

災害発生年：不明

被災者：労働者

被災の程度：死亡

災害の概要：物流センター内で倉庫管理・配送業務を行う業者から運送関係の仕事を請け負ったA社の労働者が物流センター到着後、プラットフォーム前方に車を止め、物流センターに所属するフォークリフト運転者の作業により、積み荷を行った後、シート掛け作業を行っていたところ、荷の搬入に来たB社のトラックと自分のトラックの荷台との間に挟まれたもの。

災害の原因：B社のドライバーによる後方確認が不十分であったほか、物流センター内で作業を行う各社の間において、災害防止のための連絡調整等が十分に行われていなかったこと。等

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例集）

事例2 作業中に後退してきたダンプトラックと重機の間で挟まれた事例

災害発生年：令和3年

被災者：個人事業者等（中小事業主）

被災の程度：死亡

災害の概要：被災者がドラグ・ショベルのバケット部分のフックを引き出す作業を行っていたところ、これに気付かず後進してきたダンプトラックが被災者に激突したもの（ダンプトラックとフックの間に挟まれたもの）。誘導者は配置されていなかった。

災害の原因：誘導者を配置していなかったほか、現場内の関係者による災害防止のための連絡調整等が十分に行われていなかったこと。等

出典：厚生労働省調べ

機械等の検査・点検作業中における災害

事例1 車両系建設機械メンテナンス中に別の者が機械を走行させ、巻き込まれた事例

災害発生年：令和3年

被災者：労働者

被災の程度：死亡

災害の概要：産業廃棄物プラントにおいて、エンジンがかかった状態で停止してあったトラクターショベルに対し、被災者がメンテナンス作業をするために重機左側前輪と後輪の間に入り、作業を行っていたところ、別の運転手が被災者に気付かず、トラクターショベルを前進させたため、左後輪に巻き込まれたもの。

災害の原因：エンジンを切り、キーを抜かずにメンテナンス作業を行ったことのほか、施設内の関係者による災害防止のための連絡調整等が十分に行われていなかったこと。等

出典：労働者死傷病報告

事例2 エレベーターの定期点検作業中に別の者の操作により搬器と壁に挟まれた災害

災害発生年：平成18年

被災者：労働者

被災の程度：死亡

災害の概要：2名でエレベーターの定期点検を実施中、搬器上にあるドア速度制御装置の調整をするため、最上階で停止していた搬器を下げ、被災者が上階から搬器の上に乗込み、作業を行っていたところ、搬器内にいた別の作業者が上昇スイッチを入れたため搬器が上昇し、搬器上で作業を行っていた被災者が搬器とエレベーターシャフトの壁との間に挟まれたもの。

災害の原因：主電源の遮断や操作ボタンのタグアウト等の措置が不十分であったほか、作業者間の災害防止のための連絡調整等が十分に行われていなかったこと。等

出典：労働者死傷病報告

(1) 個人事業者等自身による措置

《安衛法等一部改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定の整備》

【改正の観点①】

- 法第42条の改正により、新たに「構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止」の対象となる「中小事業者の代表者又は役員」に係る「中小事業者」の規模（労働者数）を規定

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<p>(規格又は安全装置の具備に係る事業者の基準)</p> <p>第〇条 法第四十二条第三項の厚生労働省令で定める数は、<u>労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十六において定める数とする。</u></p>	(新設)

【改正の観点②】

- 法第45条の改正により、新たに「個人事業者」に定期自主検査等の実施が義務付けられたことに伴い、定期自主検査（年次・月次）の実施方法等について、「個人事業者」が実施する場合についても事業者が実施する場合と同様の内容を規定（現行規定の準用）

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<p>(定期自主検査)</p> <p>第百三十四条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前二項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(定期自主検査)</p> <p>第百三十四条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

《法改正に伴う技術的修正》①

【改正の観点③】

- 法第42条の改正により、安衛則第27条に基づき事業者に義務付けている「構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止」が法律に位置付けられたことに伴う安衛則第27条の廃止

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
(削除)	(規格に適合した機械等の使用) 第二十七条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

《法改正に伴う技術的修正》②

【改正の観点④】

- 「危険有害業務従事者に対する教育に関する指針」（厚生労働大臣公示）の公表に関する規定の技術的修正（項ずれ）及び法改正・省令改正を踏まえた同指針の技術的修正

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<p>（指針の公表） 第四十条の二 第二十四条の規定は、法第六十条の二第三項の規定による指針の公表について準用する。</p>	<p>（指針の公表） 第四十条の二 第二十四条の規定は、法第六十条の二第二項の規定による指針の公表について準用する。</p>

「危険有害業務従事者に対する安全衛生教育指針」（厚生労働大臣公示）の改正のポイント

- 法第60条の2第2項の新設により、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育の修了が作業従事役員等の努力義務とされたことや、「危険有害業務従事者に対する安全衛生教育指針」（厚生労働大臣公示）の根拠条文に項ずれが生じたことに伴い、同指針について技術的修正を行う。

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育指針 改正後	危険有害業務従事者に対する安全衛生教育指針 改正前
<p>危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針</p> <p>I 趣旨 この指針は、労働安全衛生法(昭和四七年法律第五七号)第六〇条の二第三項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、<u>危険又は有害な業務に現に就いている者(以下「危険有害業務従事者」という。)に対して行い、又は労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就く際に作業従事役員等自らが受ける、当該業務に関する安全又は衛生のための教育(以下「安全衛生教育」という。)について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。</u> (以下 略)</p>	<p>危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針</p> <p>I 趣旨 この指針は、労働安全衛生法(昭和四七年法律第五七号)第六〇条の二第二項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、<u>危険又は有害な業務に現に就いている者(以下「危険有害業務従事者」という。)に対して行う、当該業務に関する安全又は衛生のための教育(以下「安全衛生教育」という。)について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。</u> (以下 略)</p>

《法改正の内容を踏まえた労働者並びの規定の整備》①

【改正の観点⑤】

- 法第42条の改正により、新たに「構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止」が「作業従事役員等」に義務付けられたことに伴い、個人事業者等が事業者の機械等を使用する場合、自ら機械等を持ち込む場合それぞれについて、労働安全衛生規則第29条に基づき労働者に義務付けている「安全装置等の取扱い」に関する規定を踏まえた内容を規定

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<p>第二十九条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う法第四十二条第三項の作業従事役員等（以下「作業従事役員等」という。）が他の事業者の機械等を使用する場合について準用する。この場合において、同項第二号及び第四号中「事業者」とあるのは、「安全装置等を設けた事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（前項の場合を除く。）においては、当該機械等の安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせてはならない。ただし、次の各号のすべてを満たすときは、この限りでない。</p> <p>一 当該機械等の点検や調整など、作業の性質上やむを得ない場合であること。</p> <p>二 周囲の作業従事者との間に遮蔽物がある又は安全な距離が確保できているなど、機械等の点検や調整等の作業により他の作業従事者に危険を及ぼすことがないことが確認できること。</p> <p>三 安全装置等の取りはずし、又はその機能を失わせる必要がなくなつた後、直ちに現状に復すること。</p> <p>4 事業者は、第一項第四号（第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。</p> <p>5 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において、機械等を用いて仕事の作業を行う場合（第二項の場合を除く。）において、当該機械等の安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。</p>	<p>第二十九条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。</p>

《法改正の内容を踏まえた労働者並びの規定の整備》②

【改正の観点⑥】

- 法第59条の改正により、新たに「作業従事役員等」に義務付けられた特別教育について、科目の一部又は全部を省略可能である旨を省略が可能となる客観的な例示も含めて規定（事業者による省略に関する規定についても同様に客観的な例示を追加）

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<p>(特別教育の科目の省略)</p> <p>第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について、<u>特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>法第五十九条第四項の規定にかかわらず、作業従事役員等は、特別教育の対象業務に係る免許を受け、又は技能講習を修了している等十分な知識及び技能を有していると認められる場合には、特別教育の科目の全部又は一部を受けることを要しない。</u></p>	<p>(特別教育の科目の省略)</p> <p>第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。</p> <p>(新設)</p>

(2) 注文者等による措置

《安衛法等一部改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定の整備》①

【改正の観点⑦】

- 法第30条の4の新設により、新たに「作業場所管理事業者」に義務付けられた措置について、「作業間の連絡及び調整」について規定。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<u>（作業間の連絡及び調整）</u> 第〇条 法第三十条の四第一項の作業場所管理事業者（以下この条及び次条において「作業場所管理事業者」という。）は、同項の作業間の連絡及び調整については、随時、作業場所管理事業者と法第三十条の四第一項の請負人との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行なわなければならない。	（新設）

《安衛法等一部改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定の整備》②

【改正の観点⑧】

- 法第30条の4に基づき、「作業場所管理事業者」に措置義務が生ずる要件の一つである「危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業」について、就業制限業務や危険有害業務に係る作業に加え、「周囲で作業を行う作業従事者に危害を及ぼすおそれがある業務」として具体的な作業を規定。

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<p>(法第三十条の四第一項の厚生労働省令で定める業務)</p> <p>第〇条 <u>法第三十条の四第一項の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務とする。</u></p> <p>一 <u>令第二十条各号に掲げる業務</u></p> <p>二 <u>第三十六条各号に掲げる業務</u></p> <p>三 <u>令第六条各号に掲げる作業に係る業務</u></p> <p>四 <u>法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業に係る業務</u></p> <p>五 <u>第一百五十一条の二第七号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務</u></p> <p>六 <u>法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査等及び補修等の業務</u></p>	<p>(新設)</p>

《労働災害防止の観点を踏まえた安衛法等一部改正法により改正された規定に準じた規定の整備》

【改正の観点⑨】

- 法第30条の4が適用されない場面において、「作業場所管理事業者」による作業間の連絡調整の実施、「作業場所管理事業者」が存在しない場合における「事業を行う者」による相互協力（連絡調整）の実施について規定

労働安全衛生規則 改正後	労働安全衛生規則 改正前
<p><u>(作業場所管理事業者等の講ずべき措置)</u></p> <p><u>第〇条 作業場所管理事業者は、法第三十条の四に規定する場合を除き、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び当該一の場所において事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。</u></p> <p><u>2 事業を行う者は、作業場所管理事業者がない一の場所においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が前項の作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に労働者がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うものとする。</u></p> <p><u>3 第一項の場合において、作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 第一項及び第二項の場合において、作業従事者は、これらの規定又は前項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を守るものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正内容の円滑な施行のため、通達等で示す事項（案）①

《安衛法改正を踏まえた総論的事項》

- 改正の趣旨（第30条の4、第42条、第45条、第59条、第60条の2）
- 「作業従事役員等」の範囲（フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく「特定受託業務従事者」、家内労働法に基づく「家内労働者」との違い等）や重複適用の考え方
- 個人事業者等が「労働者と同じ場所」以外の場所で就業する際の改正法に基づく措置（構造規格等の具備、定期自主検査の実施、特別教育の修了）と同様の措置の推奨
- 個人事業者等に新たに罰則付きの措置が義務付けられることを踏まえた丁寧な周知・支援、注文者等から個人事業者等に対する指導等の推進

《今回の省令改正に関する個別的事項》

- 法第30条の4 関係（作業場所管理事業者の講ずべき措置）
 - ・ 「一の場所」の範囲の考え方明示及び業種ごとの例示
 - ・ 建設業、造船業、製造業の例を参考にした作業場所管理事業者等が講ずべき措置に関するガイドラインの策定
 - ・ 「元方事業者による建設現場安全管理指針」や「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」などの見直し
 - ・ 労働者以外の作業従事者のみが混在作業を行う場合における同種の取組の推奨
 - ・ 様々な業種における混在作業に適用されることを想定した丁寧な周知・指導

改正内容の円滑な施行のため、通達等で示す事項（案）②

《今回の省令改正に関する個別的事項》【つづき】

- 法第42条及び第45条関係（構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止、定期自主検査）
 - ・ 個人事業者自らが機械等を持ち込む場合における留意事項（注文者等による持込機械等の確認、構造規格等の具備や定期自主検査の実施状況の注文者等への共有、使用後の保管、安全装置等を臨時に取外す場合における作業間の連絡調整等）
 - ・ 事業者が機械等を個人事業者に一時的に貸与する場合における留意事項（構造規格等の具備や定期自主検査の実施状況の個人事業者への共有、個人事業者が定期自主検査を行う場合の費用負担等）
- 法第59条及び第60条の2 関係（特別教育、危険有害業務に現に就いている者に対する安全衛生教育）
 - ・ 特別教育以外の各種教育や作業主任者技能講習・免許の修了等の推奨
 - ・ 「安全衛生教育推進要綱」などの見直し
 - ・ 特別教育を受講する際の費用負担についての考え方
 - ・ 新たに「作業従事役員等」が受講対象となることを踏まえた安全衛生教育実施機関における体制整備の促進
 - ・ 注文者等による特別教育の受講状況の確認、個人事業者に対する教育機会の提供等の配慮

《今回の省令改正以外の個別的事項》

- 安衛法第20条を根拠として事業者に実施が義務付けられている「安全装置等の点検・整備」（安衛則第28条）や「作業開始前点検」（安衛則第151条の75等）と類似の取組の推奨
- 事業者が「労働者と同じ場所」で個人事業者等に作業を行わせる場合における安全・衛生委員会の運用にあたっての留意事項

<参考>



改正の観点⑤：法第42条の改正により、新たに「構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止」が「作業従事役員等」に義務付けられたことに伴い、**労働安全衛生規則第29条に基づき、労働者に義務付けている「安全装置等の取扱い」と同様の措置も義務付けるべきか。**

- 個人事業者等が事業者の機械等を使用する場合には、安全装置等について、労働安全衛生規則第29条第1項各号に基づき、労働者に義務付けられている措置と同様の措置を義務付けることとする。
- 個人事業者等が労働者と同じ場所で作業を行う際に自ら機械等を持ち込んで使用する場合にも、原則として、安全装置等の取外し等は認められないが、労働者の場合には「事業者の許可」を得た上で例外的に「安全装置等の取外し等」が可能であるという点を踏まえ、以下に掲げる客観的な要件を全て満たす場合に限り、個人事業者等による安全装置等の取外し等が例外的に認められる旨を条文上明確化する。
 - ①機械等の点検や調整など、作業の性質上やむを得ない場合に限られること
 - ②周囲の労働者等との間に遮蔽物がある又は安全な距離が確保できているなど、機械等の点検や調整等の作業により他の労働者等に危険を及ぼすことがないことを確認した上で安全装置等の取外し等を行うこと
 - ③安全装置等の取外し等の必要がなくなった後は直ちに現状復帰すること
- また、「安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したとき」は、労働者の場合には「事業者への申出」が必要であり、申出を受けた事業者は、すみやかに、適切な措置を講じなければならないこととされている点を踏まえ、個人事業者等自らが、すみやかに、適切な措置を講ずる旨を条文上明確化する。

※ 安全装置等の取外し等も含めた持込機械の使用等に伴う混在作業による労働災害防止については、元方事業者や作業場所管理事業者等による連絡調整等にて対応

参照条文－改正労働安全衛生法（譲渡等の制限等）

第42条（略）

- 2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。
- 3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同じの場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等について、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

参照条文－労働安全衛生規則（安全装置等の有効保持）

第29条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

- 一 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
 - 二 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
 - 三 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
 - 四 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に申し出ること。
- 2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。

改正の観点⑥：法第59条の改正により、新たに「作業従事役員等」に義務付けられた特別教育について、役員等であり、受講者でもある「作業従事役員等」の科目省略についてどのように取り扱うべきか。



対応案

- 「作業従事役員等」が科目省略の適否を判断しやすいよう、科目省略の要件は省令上規定することとし、規定に当たっては、「上位の資格を有している」等、科目の省略が可能であることがわかる客観的な例示を含めることとする。これに併せて事業者が労働者について省略をする場合も同様に客観的な例示を追加することとする。

※ 過去に労働者として同一の特別教育を修了している場合も含まれる旨も解釈で明示

参照条文－労働安全衛生規則（特別教育の科目の省略）

（特別教育の科目の省略）

第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

改正の観点⑨：法第30条の4が適用されない場面についても、一の場所において行われる混在作業による労働災害の防止のために「作業場所管理事業者」等が作業間の連絡及び調整などの措置を実施すべきと考えられるが、どのような内容をどのような形で示すべきか（省令又はガイドライン等）。

対応案

- 法第30条の4が適用されない場面としては、
 - ① 混在対象となるいずれの作業も危険性又は有害性等のある作業ではない
 - ② 混在作業を行う作業従事者の属する事業主体が作業場所管理事業者の請負人でない
 - ③ 作業場所管理事業者が存在しないなどが考えられるが、いずれのケースにおいても、混在による労働災害防止のためには、作業間の連絡調整が必要不可欠。
- このため、「作業場所管理事業者」が存在する場合（①、②）については、「作業場所管理事業者」が作業間の連絡又は調整を実施することとし、「作業場所管理事業者」が存在しない場合（③）には、一の場所で事業を行う者が相互協力を行うこととする。
- これらの措置については、省令上の規定を設けた上で、具体的な内容は例示も含めガイドライン等で示すこととする。

ILO第155号 「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約」（条約発効日：1983年8月11日）

第17条 2以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合には、これらの企業は、この条約の要件を適用するに当たって協力する。

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

個人事業者等自身に措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは労働者と同じ場所で就業する場合とすることが適当ではないか。

事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合には、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることが適当ではないか。
- 個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクへの対応については、安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）の活用が可能なものもあるため、これを活用することとしてはどうか。

個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合

対応案

- 法令に基づく措置が困難な場合であっても、個人事業者等の危険や健康障害を防止する観点から、ガイドライン等により関係者に措置を求めることとしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 「労働者と異なる場所で就業する場合」や「法令に基づく措置が困難な場合」であっても、個人事業者等に対して最大限の保護がなされるように取り組むべき。
- 個人事業者の災害防止を考えるならば、規制を課すのは安衛法上労働者と同じ場所で働く場合だけでなく、法改正を行い、個人事業者を定義し、労働者と異なる場所で就業する場合であっても、類似の作業を行う場合には規制の対象とすべきではないか。

ア 機械等の安全の確保

対応案

- 労働安全衛生法上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることを踏まえれば、使用禁止とする対象機械や、実施を義務付ける定期自主検査等の範囲、定期自主検査等の対象機械等については、労働者保護の観点から事業者に義務付けられているものと同一の範囲としてはどうか。
- 対象機械等を個人事業者等自身が持込む場合には、定期自主検査等は自らが行うことが可能であるが、事業者が労働者に使用させているものを一時的に使用する場合については、個人事業者等が直接、定期自主検査等を行うことが現実的でない場合もあるため、新たに義務付けられる措置の具体的な実施方法等を省令や通達で明確にすることとしてはどうか。
- 個人事業者等が義務付けられた行為を行わなかったことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講ずべき措置を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- 機械等の使用後の保管・管理など、個人事業者等自らが持ち込んで使用する機械等の管理等に関する事項や事業者が機械等を個人事業者等に一時的に貸与する場合における留意事項等をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- また、労働者とは異なる場所で、機械等を個人事業者等が使用する場合であっても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、構造規格を具備していない機械等の使用禁止や定期自主検査等の実施が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 個人事業者に対し、事業者から一時貸与する機械等について、定期検査が実施されているかどうかを確認することを求めるのであれば、事業者に対しては個人事業者への定期検査の実施状況の通知を義務付けるべき。
- 請負契約書において「定期自主検査については個人事業者が事業者に代わって実施する」旨が明記される場合も考えられる。このような場合の検査費用については、安全衛生経費として請求に盛り込めることを明らかにすべき。
- 個人事業者に対して、事前に法令違反になる可能性があることをしっかりと周知されることが大前提であり、個人事業者保護の観点から、しっかりと周知が行き届くまでの間は罰則の適用を猶予するなどの措置を検討すべき。
- 事業者から個人事業者等に対する通知の義務付けについては、現行法令との整合性も踏まえた検討が必要。

イ 安全衛生教育の受講等

- 個人事業者等に新たに措置を義務付けるのは、労働者と同じ場所で働く場面とすることや、個人事業者等の作業が周囲で作業する労働者に危害を及ぼすことを防止するという観点を踏まえれば、受講・修了を義務付ける教育等の範囲については、危険有害作業による労働災害防止の観点から事業者に義務付けられている特別教育としてはどうか。
- 労働者の場合に作業主任者の選任が必要な作業を個人事業者等が行う場合には、作業主任者技能講習の修了等が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 特別教育や作業主任者技能講習等以外の教育等についても、受講・修了が望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 義務付けられた教育等を受講・修了しなかったことに起因する被害の程度は、事業者が労働者保護の観点から講ずべき教育等を怠った場合と同様であることを踏まえれば、罰則についても事業者に対するものと同等のものとしてはどうか。
- 教育等の受講・修了は、免許や資格と同様に、作業者の技能と直結するものであり、作業の都度受講・修了が必要なものではないため、注文者に対して一律に費用負担を求めるのではなく、講習・教育に関する情報提供や未受講者に対する受講機会の提供と併せて、個人事業者等が法令上必要とされる事項を実施することが可能となるような経費が適切に確保されるよう、注文者に対してガイドライン等で周知・啓発を図ることとしてはどうか。
- 建設工事の元方事業者等が入構の際、個人事業者等が行う作業内容に応じ、必要となる安全衛生に関する教育等の受講・修了状況を確認することのほか、持ち込み機械等が構造規格を具備しているか、法令上必要となる検査等を実施しているかについても確認することが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。
- 労働者とは異なる場所で、作業を行う場合であっても、個人事業者等自身の災害を防止する観点から、特別教育や作業主任者技能講習等を受講・修了し、必要な知識・技能を得ておくことが望ましい旨をガイドライン等で示すこととしてはどうか。

対応案

【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 作業主任者の選任が必要な作業を行う場合には、個人事業者等であっても作業主任者技能講習等を修了していることが望ましいため、法令上の義務とすることが難しいとしても、対応策については一段階強い書きぶりにすべき。
- 個人事業者等に対して、特別教育等の受講が必須であることが事前に十分周知されるべき。また、周知が行き届くまでの間については罰則の適用を猶予することも検討すべきではないか。
- 個人事業者等が労働者とは異なる場所で作業を行う場合であっても、特別教育等を受講・修了することについて、ガイドライン等により指導すべきではないか。
- 個人事業者に対して、今般規定される内容を行き届かせるには政府による周知広報や、契約時における事業者による確認などの取り組みが不可欠。
- 労働者であれば必要となる特別教育が未受講者であった個人事業者に対しては、その経費や受講のための時間が確保されるよう、ガイドラインに明記いただきたい。
- 特別教育は一旦受講を修了すれば継続的に危険有害業務を請け負うことができるという点で、半年毎に受診が求められる特殊健康診断とは性質が異なる。注文者が費用を負担すると整理した特殊健康診断とは分けて考えたほうがよい。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

ウ 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整

対応案

- 「一の場所」の範囲については、安衛法第30条や第30条の2において示されている考え方を参考に通達により解釈を示すこととしてはどうか。
- 「当該場所を管理する者」については、混在作業が行われる場所を管理し、当該場所において労働者を使用して作業を行っており、かつ、労働災害防止に必要な措置を主体的に講じ得る立場にあることが求められることから、これらの要素を全て満たす事業者とすることとしてはどうか。
- 「混在作業に従事する者」は、その場において何らかの作業に従事する者（個人事業者等を含む。）とすることとしてはどうか。また、その範囲について、安衛法第30条及び第30条の2の規定に基づく統括管理の対象との違いを明確にしてはどうか。
- 「一の場所」において行われる混在作業は、特定の事業に限定されるものではなく、これに伴う労働災害のリスクや当該労働災害を防止するために必要となる措置は千差万別であることから、以下のとおりとすることとしてはどうか。
 - ① 当該場所を管理する者（事業者）が実施すべき措置は、建設業や造船業、製造業の元方事業者に義務付けられている事項を参考に、「作業間の連絡調整」等を行うべきことを法令上明確にし、その他の措置については、建設業や造船業、製造業を対象に示された元方事業者による安全管理に関する指針を参考に実態に即した内容をガイドライン等により例示する
 - ② 混在作業に従事する者が実施すべき措置は、建設業等の関係請負人に義務付けられている事項を参考に「当該場所を管理する者（事業者）が講ずる措置への協力」は法令上明確にし、その他の措置については、上記①と同様にガイドライン等により例示する

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 作業間の連絡調整については、条文上明確にするとともに、罰則の適用も視野に建設業者の元方事業者に義務付けられる事項に準じて検討すべき。
- 近年、多様な業種が同一の場で作業するイベントなども増えているため、現状を丁寧に把握いただきたい。そのうえで、そのような現場については、いきなり法令に基づき取り締まるのではなく、チェックリストの配布などにより安全衛生の指導を優先して行うべきではないか。全面に出して実施するべきではないか。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

(続き)

対応案

- 「当該場所を管理する者（事業者）」が実施すべき事項を「作業間の連絡調整」を基本とする場合、「混在作業に従事する者」が行う作業に一定程度の制約を課すことになるため、両者の間にこれを行い得る関係性（請負契約など）が存在することが必要ではないか。
- また、「当該場所を管理する者（事業者）」や「混在作業に従事する者」に法令上の義務として「作業間の連絡調整」等の実施を求める場合には、
 - ① 「当該場所を管理する者（事業者）」が行う作業
 - ② 「混在作業に従事する者」が行う作業それぞれについて、災害実態も踏まえて対象を限定する必要があるのではないか。
- 特に、罰則を設ける範囲については、上記の関係性（請負契約など）や混在作業による危険性（就業制限業務、危険有害業務など）を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 上記の関係性が連絡調整等の措置を行い得るようなものではない場合等や、災害リスクが高い作業とは言えないような場合のほか、「当該場所を管理する者（事業者）」が存在しない場合についても、作業を行う者が相互に協力し、一の場所において行われる混在作業による労働災害の防止に取り組む必要がある旨を法令やガイドラインにより明確にしてはどうか。

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

- 請負関係等がある場合、少なくとも就業制限業務、あるいは危険有害業務については、義務違反について罰則を規定すべき。
- 罰則の範囲については、請負契約の存在に加えて、混在作業による危険性がある就業制限業務、あるいは危険有害業務であることを要件とすべき。
- 「当該場所を管理する者」が存在しない場合などについても、作業を行う者が相互に協力して作業間の連絡調整を行うことを明確化することは、混在作業による労働災害防止のために大変重要であり、155号条約を確実に批准する観点からも法令に明記すべきと考える。

論
点

- 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員の範囲について、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえてどのように考えるか。

対
応
案

- 中小事業の定義は、労災保険制度において、特別加入を認める中小事業主の範囲との整合性を踏まえ、業種に応じ、常時使用する労働者数が右表に定める数以下の事業とすることとしてどうか。

中小事業の業種及び規模

業 種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人
卸売業 サービス業	100人
上記以外の業種	300人

【労災保険特別加入制度について】第78回労災保険部会資料（令和元年8月8日開催）（抄）

1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

2 特別加入の対象範囲

- 特別加入の対象範囲は、下記の条件を考慮して定められている。
 - ① 業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
 - ② 業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。
- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。また、逆選択が生じないように危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号) 附帯決議(個人事業者関係①)

第182回労働政策審議会
安全衛生分科会 資料3

参議院厚生労働委員会(令和7年4月10日)

- 一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。
- 二 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。
- 三 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。
- 四 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。
- 五 本法の内容と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号) 附帯決議 (個人事業者関係②)

第182回労働政策審議会
安全衛生分科会 資料3

衆議院厚生労働委員会 (令和7年5月7日)

一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。(参一と同様。)

二 労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。

三 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。(参二と同様。)

四 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。(参三と同様。)

五 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。(参四と同様。)

六 個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。

七 本法の内容と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。(参五と同様。)

二十 事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。

二十九 芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。